

もっと知りたい!

## 藤岡市のこと

### このまちに、これからも笑顔とにぎわいを 鬼石地域活性化協議会の取り組み

鬼石地域活性化協議会は、「鬼石に住んでよかった」「また来たい!」と思ってもらえるまちを目指し、地域の皆さんと力を合わせて活動しています。鬼石ならではの良さを守りながら、新しい魅力を生み出していくこと、そして、将来にわたって住みやすく、にぎわいのあるまちをつくることを目的としています。

協議会では3つの部会が、それぞれの強味を活かして取り組んでいます。

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 鬼石振興課(☎②3111)

▷定住対策部会=空き家調査や移住者交流会の実施

▷地域振興部会=夜市などのイベントで地域の活性化

▷アートな街づくり部会=アートや音楽で鬼石の魅力を発信

これからも、「10年、20年先も住みやすく、訪れたいまち・鬼石」を目指して取り組んでいます。



もちつき移住者交流会の様子

## 『地域材の利用』

林業は危険で儲からないと言われ、就業者数は50年前と比べ4分の1ほどに減っています。その背景には、木材の価格が低く、伐採費用に見合わないという現状があります。

建築用として使うには安定供給が欠かせませんが、林業に携わる人が減少し、国内生産の木材だけでは需要を満たせず、輸入木材に頼らざるを得ないという課題があります。このような課題を解決するためには、木材の需要を上げ、一本の木の価値を高めていく必要があります。

地域おこし協力隊として、今後も林業や木材に関する情報発信を積極的に行い、地域の人に木材を使う意義を知ってもらうことで、最終的には、国内生産の木材、地域材、そして市産材の利用促進につなげていきたいと思います。

地域おこし協力隊  
横尾 幹



協力隊の活動  
はこちら

問い合わせ 森林課(☎④2316)

## 木 ったときの1月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	8日(木)・16日(金)・22日(木) 午後1時～4時	市役所本庁舎 22日は地域づくりセンター鬼石	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で 予約 ▷8日=12月25日(木) ▷16日=1月5日(月) ▷22日=1月8日(木)	地域づくり課(☎④2211)
行政相談	14日(水)・15日(木)・21日(水) 午後2時～4時	市役所本庁舎 15日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	
人権相談	9日(金)・23日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎	当日会場へ(予約不要)	
心配ごと相談	14日(水)・28日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	市社会福祉協議会(☎②5647)
ボランティア相談	毎週月～金曜日、10日(土) 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時  毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名: 藤岡市青少年センター)	青少年センター(☎④4150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所(☎④9801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	複合施設ふじまる 子育て・健康センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課(☎④2268)

障がいを理由に、不当な差別をされたり、やりたい思うことができなかつたりする状態は、障がい者にとってバリアが存在していると言えます。このバリアには、設備などの物理的なバリア・社会のルールや制度などの制度のバリア・必要な情報を受け取ることができない情報のバリア・偏見や先入観などに見えづらい心のバリアなどがあります。これらのバリアの存在が、人間としての尊厳や権利を傷付けます。そのため、日常生活のさまざまな場面でのバリア

例え、「もっと勉強したい」という意欲は、その後の進学・就労などの進路や生き方を決めていく上で誰にとつても大切なものです。障がい者にとっては、さまざまにバリアがその学ぶ意欲を阻害します。意欲を引き出すためには、学習におけるさまざまなバリアを取り除き、総合的にバリアフリーを進めることが重要です。この場合、学びの場の設備としての多目的トイレやスロープ、エレベーターの設置などの物理的なバリアの設置などによる情報のバリアフリー、点字図書や拡大読書器などによる情報のバリアフリー、学び合う人たちが互いに

2384) 226888・福祉課(☎④40)問い合わせ 生涯学習課(☎④40)さらに、それらの取り組みは、障がい者の自己実現を支え、社会に新たな活力を生み出すことにもつながります。

障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さない社会づくりを目標することが、障がい者の人権を守る上で最も重要なことです。全ての人が互いを認め合って、共に暮らしていくことができるよう考え、行動することが求められます。

### バリアフリーへの取り組み

物理的なバリアだけではなく、障がい者にとってのさまざまなバリアを解消する総合的な取り組みとして、バリアフリーを捉えることが必要です。例えば、「もっと勉強したい」という意欲は、その後の進学・就労などの進路や生き方を決めていく上で誰にとつても大切なものです。障がい者にとっては、さまざまなバリアがその学ぶ意欲を阻害します。意欲を引き出すためには、学習におけるさまざまなバリアを取り除き、総合的にバリアフリーを進めることが重要です。この場合、学びの場の設備としての多目的トイレやスロープ、エレベーターの設置などの物理的なバリアの設置などによる情報のバリアフリー、点字図書や拡大読書器などによる情報のバリアフリー、学び合う人たちが互いに

に個性を理解し支え合う心のバリアフリーなどを総合的に進めることができます。

## 人権を考える「障がい者の人権」

協力隊の活動  
はこちら

広報ふじおか 令和7年12月号